

### 3. 地域包括支援センターの体制について

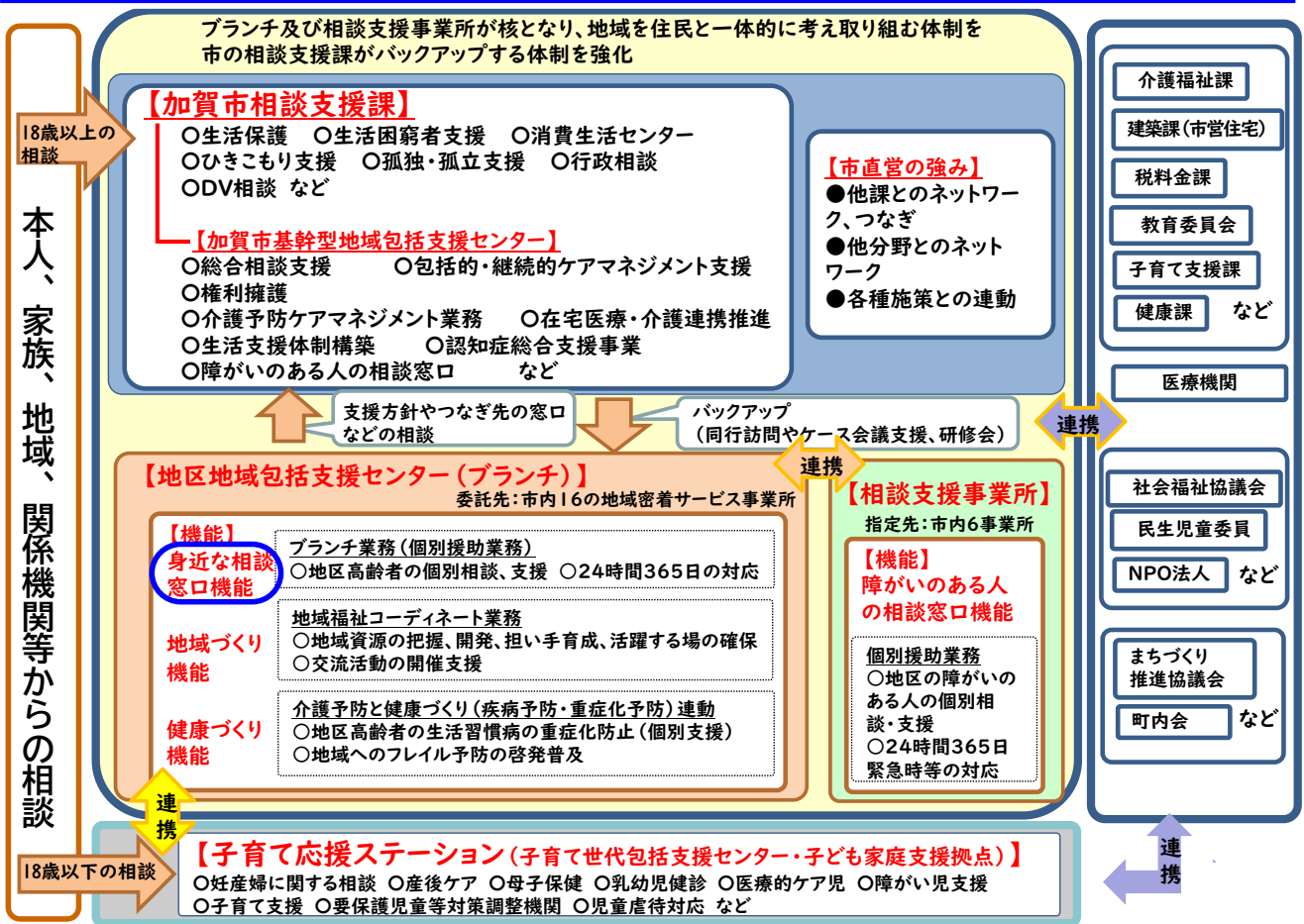


加賀市市民健康部介護福祉課

令和5年10月26日

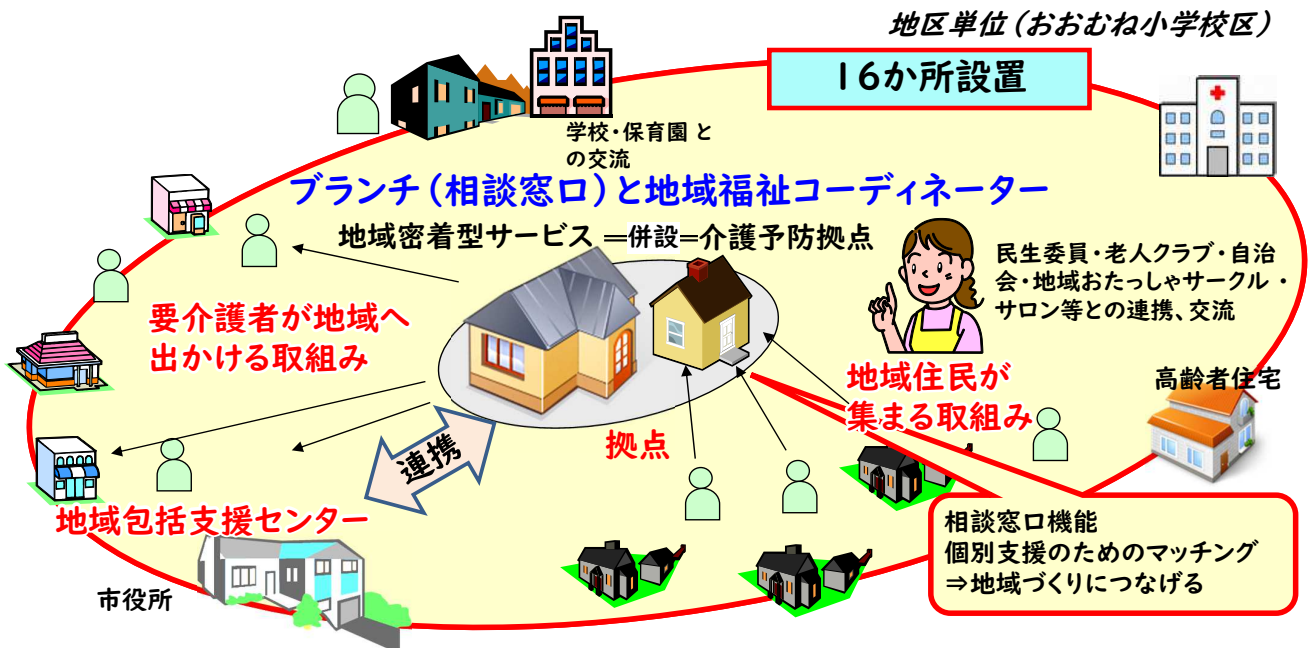


# 全世代型 加賀市版地域包括ケアシステムについて



## 相談窓口・地域福祉コーディネーターについて

○地域包括支援センターの相談窓口（包括ランチ）を地域密着型サービス事業所に設置し、地域福祉コーディネーターを配置



◆高齢者の相談において、多くの課題を抱えた世帯が多い。その課題を解決して支援していくためには、**多くのネットワークが必要不可欠**である。

◆これから考えていくべきことは、ランチ・地域福祉コーディネーター機能を活かして、**全世代型の相談窓口機能**が求められる。その為には、他分野との連携は欠かせない。

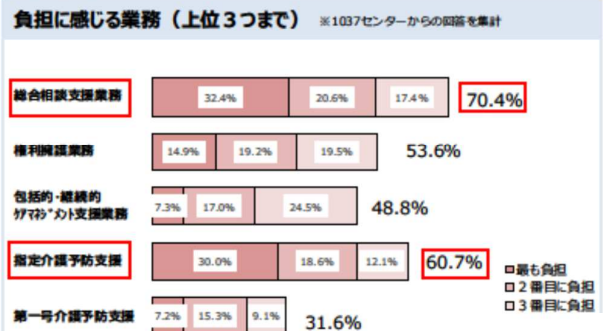
# 地域包括支援センターの体制整備等

## 改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

## 改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日



加賀市は平成27年度から身近な相談窓口として、すでにブランチを設置

## 地域包括支援センターについて

参考

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

